

◎新潟県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年1月6日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市高島町452番地 矢尾板 登

退任年月日 平成28年11月30日